

質問日	質問項目	質問内容	回答日	回答内容
R5.5.19	実施要領/4 選定スケジュール	質問受付期間及び参加申し込み受付期間が令和5年5月31日となっておりますが、質問回答確認後の参加判断となるため参加申し込み受付期間の変更について、ご検討お願いいたします。	R5.5.22	申し訳ございませんが、日程の変更は考えておりません。
R5.5.19	実施要領/5提案上限額	提案上限額：6,460,000,000円（消費税等相当額含む）とありますが、事業費の内訳についてご教示ください。	R5.5.22	事業費内訳は下記のとおりです。 整備費：2,150,000千円 開業準備費：80,000千円 維持管理運営費：4,230,000千円
R5.5.19	実施要領/11契約	具体的な仕様書ならびに契約内容および金額は、町との協議のうえで決定するとありますが、交渉のスケジュール及び期間の想定についてご教示願います。また、協議が成立しない場合の指名停止等のペナルティはありますか。	R5.5.22	下記スケジュールを検討しております。 8月10日までに優先交渉権決定通知 8月17日までに協議、協定締結、国庫事業計画提出 9月末交付決定 10月1日頃契約締結、事業着手 優先交渉権が協定書締結前に辞退した場合、違約金は発生せず、次点者に交渉権が移ります。なお、審査基準において「1基本的な考え方(2)実施体制」、「4事業運営に関する項目(5)スケジュール」といった項目を設けていることから、実現性に影響のある事項については審査段階で審査委員へ漏れなくご説明ください。
R5.5.19	〃	参加申し込み受付後において辞退した際、指名停止等のペナルティはありますか。	R5.5.22	参加申し込み受付後に辞退した場合、ペナルティはありません。
R5.5.19	〃	基本協定書締結後において辞退した際、指名停止等のペナルティはありますか。	R5.5.22	理由などを踏まえ判断を行うことから、現時点でのペナルティの有無についてはお答えできません。
R5.5.19	〃	事業契約書締結後において辞退した際、指名停止等のペナルティはありますか。	R5.5.22	理由などを踏まえ判断を行うことから、現時点でのペナルティの有無についてはお答えできません。
R5.5.19	〃	想定されている事業方式、事業契約内容についてご教示願います。	R5.5.22	事業方式は民設民営、事業契約内容は施設整備、開業準備、運営、維持管理に係る委託契約を想定しております。契約の分割をご要望する場合は協議で対応いたします。
R5.5.19	〃	基本協定書（案）、事業契約書（案）についてご教示願います。	R5.5.22	現在作成中です。協議の段階で提示予定です。
R5.5.19	要求水準書P9 第2基本的事項/2業務内容/その他	国補助金申請に係る事務補助を対象とするとありますが、補助金の項目及び内容等についてご教示願います。	R5.5.22	国庫補助金は沖縄振興特定推進事業民間補助金の活用を想定しております。※ただし、整備費、開業準備の一部の経費を対象とし、運営・維持管理は補助金対象外です。 民間が町から認定を受け、民間が内閣府へ直接申請する流れになります。
R5.5.19	要求水準書P10 第2基本的事項/2業務内容/その他	施設規模の最低必要面積についてご教示願います。	R5.5.22	学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等国が示す基準に沿って民間提案に委ねます。
R5.5.19	要求水準書P16 第3施設整備業務要求水準/1施設の性能等/（2）	調理能力は学校給食最大900食/日、高齢者障がい者向け配食サービス最大120食/日、こども園給食最大250食/日とありますが、最低必要食数は何食になりますか。	R5.5.22	令和4年4月ベースでは下記のとおりです。 学校給食900食/日※下限なし 高齢者障がい者向け配食サービス20食/日※特別食利用者数 こども園給食63食/日※幼稚園児数
R5.5.19	要求水準書P31 第7提出書類	提出書類の雛形がございましたらご教示願います。	R5.5.22	任意様式となります。企画資料の構成に沿ってご提出ください。
R5.5.19	要求水準書P35 第9事業契約等	5年ごとの債務負担行為を締結するとありますが、変動リスク（利用者数、物価等の変動）についての補償についても債務負担行為に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、5年ごとに契約書を作成いただけたらと考えてよろしいですか。	R5.5.22	お見込みのとおりです。
R5.5.19	〃	運営・維持管理費用の支払いが年払いとなっておりますが、変更は可能でしょうか。	R5.5.22	協議の段階で月払等、調整可能です。
R5.5.19	要求水準書（P9）業務内容	その他「国補助金申請に係る事務補助を対象とする」にて想定されている業務内容、国補助金の名称を教えてください。	R5.5.22	国庫補助金は沖縄振興特定推進事業民間補助金の活用を想定しております。※ただし、整備費、開業準備の一部の経費を対象とし、運営・維持管理は補助金対象外です。 民間が町から認定を受け、民間が内閣府へ直接申請する流れになります。
R5.5.19	要求水準書（P9）業務内容	国補助金の対象として、工事費の算定にあたっては、貴町において使用されている単価基準や地域の実情に即した現地実行価格によるものですか。それとも見積価格によるものですか。	R5.5.22	沖縄県土木建築部が示す単価基準、一般財団法人建設物価調査会の刊行物建設物価等を参考に積算ください。

質問日	質問項目	質問内容	回答日	回答内容
R5.5.19	要求水準書（P9）業務内容	国補助金の対象には、施設整備期間中で発生した事前調査費、開業準備費、消費税を除く全てが対象となりますか。	R5.5.22	運営、維持管理に該当しない場合は計画に立案可能と思われます。消費税については仕入れに係る消費税額として控除する場合は減額して交付申請いたしますが、その額が明らかでない場合は事業完了後、国庫返還の対応も可能です。
R5.5.19	要求水準書（P9）業務内容施設整備	「運営に必要な備品の調達を対象とする。」との記載があります。本事業の履行場所が離島ということもあり、代表企業が派遣する責任者や従事者、各メンテナンス事業者が短期、長期を問わず円滑な管理を行うため、予定敷地内で、業務の支障にならない場所宿泊施設を設けてよろしいでしょうか。（宿泊施設の維持管理等は事業者側の負担と考えています。）	R5.5.22	宿泊施設に係る工事費ならびに維持管理費については町負担は想定しておりませんが、国庫補助金に工事費の計上は可能と思われます。
R5.5.19	要求水準書（P25）3 実施体制	従事者については、島民の採用を第一に考えています。その中でも面談等を踏まえ代表企業が、責任者としての能力や資質があると判断した方については、適切な責任者（総括責任者以外）へ配置してよろしいでしょうか。	R5.5.22	問題ありません。
R5.5.19	要求水準書（P35）事業費の支払い	事業者に対して、支払われる補助金の支払いのタイミングと金額（例〇年〇月施設整備費の〇%）を教えてください。事業者が事業計画、つなぎ融資等を想定・検討する上で必要です。	R5.5.22	国庫補助金は交付要綱によると概算払いも可能となっております。時期やタイミングについては要綱に定められていないことから、内閣府に直接ご相談となります。
R5.5.19	要求水準書（P35）事業費の支払い	「設計」、「工事監理」、「建設・設備」の支払いが年度末年払いとの表示がありますが、施設整備費用に対する補助金による一括負担金分を差し引きした、残りを事業期間中に均等支払いと捉えてよいのでしょうか。また年度末年払いとは、毎年3/31ということで間違いはないですか	R5.5.22	お見込みのとおりです。月払等ご要望があれば、契約締結前の協議段階で調整可能です。
R5.5.19	要求水準書（P35）事業費の支払い	貴町より、施設整備費に対して支払われる対価は補助金として支払われるとの認識で良いのでしょうか。税務上の圧縮記帳に対応できるものかを教えてください。事業者側の税務負担に対する融資を想定・検討する上で必要です。	R5.5.22	補助金として支払われます。ただし、内閣府から民間へ支払われるスキームとなっております。
R5.5.19	要求水準書（P35）事業費の支払い	「■完了払い（年払）」とは、「■完了払い（月払）」の違いではないのでしょうか。	R5.5.22	完了払い（年払）を想定しておりますが、月払等ご要望があれば、契約締結前の協議段階で調整可能です。
R5.5.19	要求水準書（P35）事業費の支払い	貴町の支払い期日は、請求書受領後30日以内の御支払いで想定してよろしいでしょうか	R5.5.22	お見込みのとおりです。
R5.5.19	要求水準書（P12）（2）高齢者障がい者向け配食サービス	「利用者の負担・利用対象者は、配食1食分に要する食材費及び調理費用相当分について負担するものとし、事業者が徴収する。」とありますが、現在、徴収方法（現金徴収、振込徴収、クレジットなど）は決まった決済方法はありますか	R5.5.22	口座引き落とし（琉銀、ゆうちょ、農協）で対応しております。口座振込を希望される方は振込手数料を利用者負担で対応する場合があります。現金の対応はありません。
R5.5.19	要求水準書（P28）外部への情報発信	「ホームページ等を活用し、施設や献立の紹介などを行い・・・」とはすでにある貴町ホームページ内にWebページを作成し、情報更新することをイメージされていますか。	R5.5.22	町ホームページは想定しておりません。ホームページではなくSNSなどのツールを活用いただいても構いません。
R5.5.19	実施要領 9 企画提案書のプレゼンテーション（3）出席者	当該事業は、複数の専門企業が関連することから様々な質問に的確に解答していくため、プレゼンテーション参加人数の増員をご検討願えないでしょうか。他のPPP事業におけるヒアリング事例では、設計1名、設備設計1名、建設1名、厨房設備2名、厨房維持管理1名、維持管理1名、運営企業1名、代表企業経理系1名、代表企業担当者1名の合計10名が標準的参加人数です。会場での参加が難しいのであれば、Web等での参加をご了承頂けるなどご検討いただけないでしょうか。	R5.5.22	会場は3名以内とし、WEB会議での追加参加は可能といたします。ただし、WEB会議参加者は審査日の前日までに参加名簿をご提出ください。また、WEB会議用の機材や通信などは提案業者がご準備いただきますようよろしくお願いいたします。
R5.5.19	実施要項 6 参加申し込み手続き（1）提出書類	実施要項では、様式2-2委任状と記載されており、様式集においては、委任状（提案者・代表企業）【様式2-2】と委任状（共同事業者）【様式2-2】の2種類があります。代表企業へ業務を委任することを考えると共同事業者のみで良いとの認識でよろしいでしょうか。	R5.5.22	お見込みのとおりです。
R5.5.19	実施要項 6 参加申し込み手続き（1）提出書類	財務諸表の提出は、代表企業のみでよろしいでしょうか。	R5.5.22	お見込みのとおりです。
R5.5.19	実施要項 3 参加資格要件⑩	「国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。」を証明する書類は、提示しなくともよろしいでしょうか。また、提示が必要な場合は、代表企業のみでよろしいでしょうか。	R5.5.22	代表企業のみ納税証明書写しのご提出をお願いいたします。

質問日	質問項目	質問内容	回答日	回答内容
R5.5.19	実施要項 8 企画提案書の提出	企画提案書について、各章の枚数制限はありますか。また、提案書内における記述において本事業に関係する会社名等を表記してもよろしいでしょうか。	R5.5.22	枚数制限はありませんが、プレゼン時間は40分となるようご調整ください。
R5.5.19	実施要項 8 企画提案書の提出 「見積書」	見積書に記載する内容で必要な項目等あれば教えてください。 (例として、施設整備費〇〇〇円、建設費〇〇〇円、維持管理費〇〇円、運営費〇〇〇円といった業務ごとの内訳を記載するなど) また、見積書に記載する金額は、税抜き金額を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	R5.5.22	一式と表記せず、詳細な見積書のご提示をお願いいたします。
R5.5.19	要求水準書P11 イ 献立方式	こども園給食の献立作成は事業者で実施すると御座いますが学校給食の献立を基本とし、品数に差がある場合はその分を追加するとの考えでもよろしいでしょうか。	R5.5.22	民間の提案に委ねます。
R5.5.19	要求水準書P16 1 施設の性能等 (3) アレルギー対応食	除去対象品目は(卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに)及びそれらを含有する加工品を基本とする。と御座いますが5月9日に公示された資料「学校給食における食物アレルギー対応について」ではタコの対応を行っている記載が御座いました。対応品目は要求水準書に記載されているものとの理解で宜しいでしょうか。	R5.5.22	除去食については基本事項に限定せず、アレルギーを持つ児童生徒に応じて栄養教諭または栄養士と相談しながら対応していく必要があると考えます。
R5.5.19	要求水準書P19 7 施設の構成	食品用冷蔵庫、食品用冷凍庫で学校給食用の食材と他の食材と区分して保管すると記載がありますが学校給食用食材にこども園の食材は含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	R5.5.22	学校給食用は町が学校給食会などから調達するため、それ以外の高齢者障がい者配食サービス、こども園給食は分けることが望ましいと考えます。
R5.5.19	要求水準書P22 (4) 事務室等	表内に調理員以外の者が使用する倉庫や会議室の記載が御座いますが想定する広さ等が御座いましたらお示し下さい。	R5.5.22	民間の提案に委ねます。
R5.5.19	要求水準書P33 第8 業務分担表	運営・維持管理項目の献立の公表が事業者となっていますがこれは配食サービスの献立との理解で宜しいでしょうか。	R5.5.22	学校給食、高齢者障がい者向け配食サービス、こども園給食を想定しております。
R5.5.19	資料：学校給食における食物アレルギー対応について	1日に対応する献立は最大1日2品との記載が御座いましたが新施設においても同様との理解で宜しいでしょうか。	R5.5.22	「最大1日2品」等品数を断言せず、アレルギーを含む食材を加えない除去食か又は含む献立の代替食を想定しています。